

扶養親族の認定（事例）

- 例① 平成19年1月11日 結婚した。
妻 春子 について所得税、共済組合、扶養手当を対象とする。
- 例② 平成19年1月11日 長女 花子 が生まれた。
所得税、共済組合、扶養手当、特別給付（児童手当）はすべて対象とする。
- 例③ 妻 冬子 が、平成19年3月31日付で退職した。
4月1日から扶養手当、共済組合は対象、所得税は、非対象のままである。

<p>退職金は、一時金なので、限度額の対象外になる。 所得税については、その年の収入が、限度内ならば、対象、限度外ならば、非対象になる。</p>
--

- 例④ 父 大吉 を平成19年4月1日から 所得税、共済組合、扶養手当の対象とする。
- 例⑤ 妻 秋子 が平成20年11月29日から育児休業を取得。将来1年間の収入見込が限度額内ならば、所得税、扶養手当の対象とする。
この例は、1年間の育休終了後から対象。